

## 第3回

# 新宿区次世代育成協議会

令和2年2月12日（水）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午前10時00分開会

○事務局 本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和元年度第3回新宿区次世代育成協議会を開催いたします。

まずはじめに、定足数を確認させていただきます。

(定足数確認)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、当協議会の会長であります吉住健一新宿区長から、ご挨拶申し上げます。

○吉住会長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、また、寒さが厳しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

新しい年を迎え、早くも1か月がたちました。今年は7月下旬から9月上旬にかけて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会に向けた機運醸成を図るため、区では様々な取組みを進めております。昨年12月1日に落合第三小学校と落合第二中学校をお借りしまして、250日前記念イベントを開催し、パラリンピック種目の体験やアスリートによるスポーツ教室、東京五輪音頭2020を参加者全員で踊るプログラムなどを通じ、多くの皆さまが大会開催の雰囲気をつかち合っただけでございました。

また、この3月29日には、新宿通りにおいて新宿パレード2020を開催いたします。区立小・中学校の児童・生徒の皆さんによる吹奏楽やダンス、鉄砲組百人隊、阿波踊り、東京五輪音頭など、多くの区民の皆さまに参加をしていただき、日本の伝統文化と新宿の魅力を発信し、共有していきたいと考えております。

56年ぶりに東京にやっぴりまいます世界最大のスポーツと平和の祭典に、子どもたちや地域の皆さまが関わりを持ち、生涯、新宿でこんなことをやると忘れられない大会とすることができるよう、取組んでまいりたいと思います。

また、オリンピック・パラリンピックのほかにも、子どもが社会に参加するきっかけづくりとして取組んでいます、小・中学生フォーラムについてご紹介をいたします。

小・中学生フォーラムは、学校ごとに子どもたちが地域づくりや障害者との共生などのテーマを決めて、私と意見交換を行わせていただいています。毎年、3校から4校の小・中学校で開催をしていますが、それぞれの学校で決めたテーマについて子どもたち自身が考え、意見をまとめ、パワーポイントや劇を交えながら発表を行っています。さらに、子どもたちからの提案や質問を受け、私から説明をさせていただきます。子どもたちの意見を区

政の参考にしていくとともに、こうした機会を通じまして、子どもたちが自分たちのふるさとである新宿のまちに関心と愛着を持ち、地域活動への参加意識を高めてもらいたいと思っています。

また、新宿区子ども未来基金につきましては、平成28年4月の設置以降、大変多くの方から多額のご寄附をいただいております。これまで子ども食堂や子育てサロン、学習支援等の活動に支援を行わせていただいております。このたび、区民の方の活動が定着をしてきたところもございますので、より活発に行っていただきますことを目的としまして、助成率や助成額の引上げのほか、現在、4回までとしている助成回数の上限を緩和する、助成の拡充に関する予算案を、区議会に提出させていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当より説明をさせていただきます。

今年度の次世代育成協議会では、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちの実現を目指し、次期計画の策定に向けご協議をいただきました。

昨年9月に開催しました前回会議の後、10月に素案を作成し、11月から12月にかけて素案に関するパブリック・コメントや地域説明会を実施しました。

本日の会議では、パブリック・コメントや地域説明会でのご意見を紹介させていただきますとともに、1月に開催しました部会での協議内容について部会長からご報告いただき、ご意見等を踏まえて作成しました計画案について、説明をさせていただきます。

皆さまの活発なご意見をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

**○事務局** 次に、事務局を担当しております、子ども家庭部職員の紹介をさせていただきます。  
(職員紹介)

また、本日は、皆さまからのご質問にお答えさせていただくため、各部より、次世代育成支援推進本部の幹事が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第2、議題に入らせていただきます。

新宿区次世代育成協議会条例第3条第2項では、この協議会の会長は区長となっております。これからは、次第に沿いまして区長が進めてまいります。

**○吉住会長** それでは、お手元の次第に従いまして、進めてまいります。

まず、議題(1)、新宿区子ども・子育て支援事業計画についてのパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方及び地域説明会における意見・質問要旨と回答要旨について、事務局より説明をさせていただきます。

**○事務局** 資料1-1は計画案、資料1-2は概要版です。資料1-3のパブリック・コメン

ト、地域説明会において「計画内で反映する」とした内容は資料1-1、資料1-2に既に記載されています。

では、資料1-3の1ページ、今回のパブリック・コメントの概要をご説明させていただきます。パブリック・コメントは、令和元年11月15日から12月16日の間に実施し、5団体、41名の方から、107件のご意見をいただきました。

③の意見項目の内訳では、107件いただいた意見のうち、11番「放課後の子どもの居場所」が34件で一番多く、22件が児童館に関するもの、学童クラブに関するもの6件、児童館、学童の両方に関するもの5件、その他1件、という内訳となっています。

次に2番の「子どもの権利・虐待・いじめ」が13件と多く、いじめや不登校に関するもの4件、虐待に関するもの3件、性教育や命の教育に関するもの3件、子どもの権利を守るなどについて2件、その他1件、という内訳でした。

④の計画への反映等ですが、Aの「意見を計画に反映する」から、Fの「質問に回答する」の6項目に整理をしました。Aの「意見を計画に反映する」13件の中には、言葉の注釈を入れたり、図を挿入したり分かりやすく訂正したものが9件、実際に記載内容を変更したものは4件ございました。

次に、(2)の地域説明会は、昨年11月15日から12月10日まで10地域で行い、出席者は計68名、ご意見は126件いただきました。

③の意見項目の内訳は、1番の「計画全般」に関するご意見・ご質問が多く、計画の名称変更や、前計画からの拡充点、異なる点、子育てしやすいまちや出生率の向上などのご意見をいただきました。

次に、3番の「学校教育」や14番の「安心な子育て環境」が15件で多くの意見をいただいております。学校教育に関しましては児童・生徒数の増に対する学校施設の確保のことや地域協働学校のこと等についてご意見をいただきました。14番の「安心な子育て環境」につきましては、ピーポ110ばんに関することや情報モラル教育といったことに対してのご意見をいただきました。

4番の「遊び・体験・食」では、公園や遊び場、食育等についてご意見をいただきました。

④の計画への反映等につきましては「意見を計画に反映」したものは3件となっています。

3ページ以降はパブリック・コメントの意見要旨と区の考え方で、中ほどのアルファベットで、計画に対する区の対応をお示ししています。Aが13か所あり、計画を変更した箇所です。

主なところをご説明します。6ページ18番は、虐待発生予防の取組の所にある相談員という表現について、その相談員がどこの相談員なのか、子ども総合相談センターの相談員であればその旨を書いてほしいということ、また、子どもの虐待の4つのタイプの記載をしたらどうかということについて、実際にご意見を計画に反映しました。

19番の不登校対策では、学校復帰を目指すだけでなく、フリースクール等との連携も含めた、子どもの多様な居場所をつくっていくことを明記すべきというご意見を計画に反映しました。

10ページ46番において、学童期から思春期までの健康づくりの中で、ネット・ゲーム依存が社会問題化しているといった記述がないとのご意見をいただき、記述して計画の中に反映しました。

21ページ104番は、第3章保育所等の量の見込みや確保数について記載しているところで、令和6年度の待機児童ゼロを目指すということを記載してほしいとのご意見をいただきました。他の箇所には記載しているのですが、ご指摘いただいた箇所につきましても、待機児解消を目指すことについて記載しました。

同様に、地域説明会でのご意見を反映した部分として、30ページ55番の「国際社会で生きる力を育む」で、肌や髪質等を理由に差別はいけないと理解できるような、具体的な内容を盛り込んでほしいというご意見がありました。庁内で調整し、計画書25ページの「人権教育推進」の中で、様々な人権教育の取組みについて書き込ませていただきました。

資料1-1から1-3までの説明は、以上です。

**○吉住会長** 今年度の次世代育成協議会では、計画案について調査・審議をいただくために部会を設けています。パブリック・コメント期間後の1月16日に開催しました部会での検討内容につきまして、福富部会長から報告をお願いいたします。

**○福富副会長（部会長）** 先月16日に部会が開かれました。その際、今、説明がありましたパブリック・コメントと地域説明会に関する資料、そして、今回1-1として配付されている計画案の前段階の資料を、大変短い時間の中でしたが、部会員の皆さんに事前にお読みいただいた上で議論をしてまいりました。

どのような観点で議論されたのか、5つにまとめて報告したいと思います。

ひとつは、この報告書は「現状と課題」「取組みの方向性」「主な事業」という3つの柱で記述されています。その3つの間に齟齬がないかという観点でご検討いただきました。

資料1-4の22番、23番の教育現場での先生方の勤務環境の改善や働き方等々の問題、そ

れから、先ほど説明がありましたネット・ゲーム依存の問題、外国につながりのある家庭の子どもたちへのサポートといったことに関しましてご指摘をいただきまして、資料1－4のとおり変更がなされております。

もうひとつは、前回の報告書と読み比べ、今回進捗があったかどうかの検討がなされました。その結果、具体的には、性教育の問題で妊娠・避妊等の性に関する知識という部分が、前回は明記されていたのに今回は記載がなくなっており、それは果たしていかがだろうかという議論を時間をかけて行いました。結果的に、それが資料1－4の30番のとおり記載されるということになりました。

3つ目は、様々な子育て支援サービスの対象として、子どもが生まれて以降ではなく、妊娠している方も含めるべきではないだろうかという議論がされました。これについては、貧困問題についての政府の見解でも同じようなことが指摘されております。それが、資料1－4の33番です。

4つ目は、調査結果を計画に引用する際、きちんと理解できるような形で引用されているかどうかという観点です。質問項目を明記したほうが良いというご意見にまとめ、資料1－4の44番で修正がなされています。

最後の観点は、現状分析が本当に納得できる分析か、齟齬がないかという点です。例えば、資料1－4の60番、学童クラブの定員超過について、6年生まで延長されたことがその定員超過の原因だという記載になっていましたが、実際は、共働き世帯が増えたこと、児童数が増えたことの要因が大きいのではないかという議論が展開されました。部会としてもそのとおりだということで、実際にそのように訂正がなされています。

以上、大きないくつかの変更点、それに伴う議論をご紹介いたしました。大変短い期間にもかかわらず、膨大な資料を読んで部会に参加し、大変有意義な議論をいただきました。

改めてこの場を借りて、部会長としてお礼申し上げます。あわせて、その議論について、議論したままではなく、その結果が資料1－4に示されるようにきちんと訂正され、区の方にも大変お礼申し上げます。議論した甲斐がありました。

**○吉住会長** それでは、続きまして、議題（1）のイ、新宿区子ども・子育て支援事業計画案について、事務局より説明いたします。

**○事務局** 今、部会長よりご説明がありました内容も含めまして、説明させていただきます。資料1－4をご覧ください。

資料の1－4は、パブリック・コメントや地域説明会による意見を反映したもの、また、

法改正やそれぞれの部から自主的に修正を行ったもの、部会でご意見をいただいて修正したもの等、素案から本日のこの計画案に至るまでに変更した箇所が、網羅されています。

表の一番左側が、通し番号、2列目が章、3列目が目標、そして、4列目が素案ページ、5列目が本計画のページです。その隣が修正項目や修正理由で、修正の根拠が書いてあります。真ん中の計画素案が、これまでパブリック・コメントにかけました素案の内容で、一番右端が今回修正したところですが、朱書きのところは修正をした箇所という仕様となっています。

素案からの主な変更点の中でも特に大きな項目や、部会でご意見をいただいたものについて、ご説明させていただきます。

まず、2番「子供の貧困対策に関する新大綱に基づく修正」と、7ページ39番「子供の貧困対策に関する新大綱に基づく修正」を併せて説明させていただきます。

昨年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、国の示す大綱の内容を踏まえながら、各市区町村で子どもの貧困対策に関する計画書の作成が努力義務として求められました。そのことを受け、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく子どもの貧困対策計画を、今回の計画の中に位置づけているということを、修正後の計画の中で明記させていただきました。

この内容につきましては、資料1-4の別添の1と別添1-2をご覧ください。計画書の素案と現在の計画案の抜粋です。別添の1は、新大綱策定前の内容で、貧困に関する取り組みということで記載をしています。

別添1-2は、素案に書かれている内容を朱書きで修正したページです。国から、パブリック・コメント期間中である11月29日に新大綱の策定が示されましたので、急遽、計画の内容についても新大綱を踏まえた形で修正をさせていただきます。79ページの中ほど、「さらに」以降に書いてありますが、「法改正を踏まえ、令和元年11月に新たな大綱が策定されました。新大綱では、『高等学校等における修学継続のための支援』『親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援』『ひとり親に対する就労支援』『児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施』等を重点施策とし、39項目の指標を設定して、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。」という内容に修正をさせていただきます。79ページの下の方で囲ってあります朱書き部分につきましても、新大綱に合わせた形で記載を変えさせていただきます。

80ページで、国はこれまで指標として25項目を示していましたが、新大綱では39項目に増

やました。指標が増えた点、修正された点につきましては、※印で記載しています。

82ページをご覧ください。今現在、国の状況と区の状況を比較できる16項目に、区が独自で設定した8項目、合計24項目を区の指標としています。新たな大綱の内容の39項目の指標を踏まえ、計画策定期間中に完全に見直しを行うことは難しいため、指標の見直しをこの計画期間内に図っていくということを、計画の中で述べさせていただいています。

このような形で、本計画の中に新大綱を踏まえ、貧困対策に関する計画についても取り込んでいくという点が、ひとつ大きな変更点です。

では、資料1-4、2ページ11番をご覧ください。地域説明会で、「国際化社会で生きる力を育む」について、外見を理由に差別はいけないということについて具体的な内容を盛り込んでほしいというご意見をいただきました。右端の修正後の部分で「人権教育の推進」という事業について「各学校では人権教育プログラムを活用し、障害者、高齢者、外国人等様々な人権課題について、道徳の時間をはじめとする教育活動全体で人権教育を推進」するとの内容を記載しました。

2ページ14番と、3ページ16番を合わせてご覧ください。まず、3ページ16番の修正後の計画案の欄では、「31年4月施行の『東京都子供への虐待の防止等に関する条例』には、保護者が体罰その他の子どもの品位を傷つける罰を与えてはならないと明記されています。子どもが自分の力で人生を切り開いていくことができるよう、体罰によらない子育ての推進について国や都が作成したリーフレット等を活用し、啓発に取り組んでいきます。」としました。この東京都の条例を受けた形で14番の部分についても、「体罰によらない子育ての意識の啓発」を明記し、「虐待発生予防の取組み」の欄で記載をさせていただきました。

3ページ17番ですが、パブリック・コメントでいただいたご意見の部分で、相談員についての表記や、虐待の4つの類型を計画書に記載したものです。

3ページ19番は、虐待から子どもを守るための取組みとして、子どもと家庭の総合相談という事業を虐待の相談の最初の窓口として周知をするために、計画の目標1-1の「虐待から子どもを守るという取組み」の欄に、追加させていただいたものです。

4ページ20番をご覧ください。パブリック・コメントでご意見をいただいた不登校対策について、フリースクールとの連携を含めて子どもの多様な居場所をつくっていくということを明記し、計画案では、朱書きで書いている部分を全て修正しました。特に、中ほどの段落で、「不登校の状況であっても訪問型支援を含め、多様な教育機会を確保していくことが肝要であると認識」し、「今後も専門人材やつくし教室を活用するとともに、子どもの『居場



所』づくりとして、図書館等を活用した支援の取組や、フリースクール等の民間施設との連携についても検討するなど、多様な教育機会を確保できるよう取り組んでいきます。」との表現で記載をさせていただきました。

また、22番と23番では、部会長からお話がありました、教員の勤務環境の改善・働き方改革の推進についての記載の部分で、計画案の修正後では、「学校の法律相談体制や部活動指導員の配置など」この2つを取組みの方向に記載するとともに、新たにこの2つを事業として主な事業の欄に記載する形で、取組みの方向と主な事業の記載の整合性を図ったものです。

5ページ25番です。児童館についてのご意見をいただきました。児童館の充実という項目を計画の事業から削除していますが、児童館の事業をしっかりとやっていくことを、改めて計画の中で記載をして誤解のないようにしたいということで、右の欄の修正後の計画案をご覧ください。「遊び」の充実に向けた取組みとして、「区には、児童館と子ども家庭支援センターと子ども総合センターがあります。これらの施設では、国のガイドラインによる『18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を豊かにする』児童の健全育成を行う場所として、引き続き事業を展開していきます。」と、児童館も今後しっかりと事業を行っていくことを、明記させていただきました。

6ページ29番は、ネット・ゲーム依存についての課題認識を、計画書の目標2「学童期から思春期までの健康づくり」（1）「こころの健康」の部分でしっかり書き込ませていただきました。

30番は、計画の目標2の「学童期から思春期までの健康づくり」の（2）「健やかな体づくりの推進」に、喫煙、飲酒、薬物問題や感染症予防の推進を書き込みました。朱書きで書いている部分として「児童・生徒の発達段階に応じて喫煙や飲酒、薬物の危険性、また、性感染症や妊娠・避妊等の性に関する知識について、正しく理解していくことが重要」ということを現状と課題に書き、取組みの方向についても、性感染症を含む感染症についての内容を書き込みました。

10ページ60番は、部会において、「学童クラブの登録が増加している理由について、小学校児童数の増加と小学校6年まで対象児童を拡大したことを根拠としていますが、学童クラブの対象児童が6年生まで拡大されたことの寄与度が、それほど大きくはないのではないか。」とのご意見をいただきました。こちらにつきましては朱書きのとおり、「小学校児童数や共働き世帯数の増加等が理由として考えられます。」という形で表記を改め、平成27年

度以降、6年生まで対象を拡大している事実は、図表の下にその旨を記載させていただくことで修正をさせていただきました。

第3章は、数や確保方策についての説明です。新たな人口推計などに基づいて見直した項目での修正が入っています。担当からご説明させていただきます。

**○事務局** 11ページ62番について、素案の段階では一昨年10月時点での人口推計値を利用し、今後の予測を立てましたが、昨年10月時点の統計が出ましたので、それに従い更新をしました。

戸塚、落合第一、落合第二地域からなる西北地域について、修正前は引続き増加し、区のピークよりも西北地域のピークが先に延びるという統計になっていましたが、更新により、区の状況と同様に少し下がるという推計になりました。

それに従って、西北地域の今後の整備方針として、「地域内の保育ニーズに対応できなくなるのが明らかな場合に、エリアを限定した施設整備を行います。」ということを掲げさせていただきました。

12ページ66番をご覧ください。パブリック・コメントの中で、令和6年度の待機児童ゼロを目指しますという決意表明を入れてくださいというご意見がございました。区としては、令和6年度と言わず、令和2年4月についても待機児童ゼロを目指しており、ほかの項目のところにも入っていますが、待機児童の解消を目指しますということをこちらでも改めて決意表明させていただきました。

68番から75番は、人口推計の更新に従い、数の変更が生じたところを掲載しています。

13ページ76番は、教育・保育の無償化に伴い子ども・子育て支援法の61条が改正された関係で、認可外保育等の認定や、事業者の確認、指導監督をきめ細かく東京都と連携しながら行っていくことを記載しました。

第3章につきましての説明は以上でございます。

**○吉住会長** 事務局、福富部会長からの報告をいただきました。委員の皆さまからのご意見やご質問をお伺いしたいと思います。ご質問やご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

**○委員** 資料1-4の29番、ネット・ゲーム等に依存についての項目で、WHOで取上げられたゲーム依存等について既にかかれていることに、すばらしいなと驚きました。

ただ、特に児童に関する場合、今は予防策ということにコメントが終始しておりますが、依存治療へとつながっていくということが今後発生すると思っています。

児童に関する依存症治療については、受けてくださる医療機関がないという問題が同時に

起こっています。遠方で治療を受けることは現実的ではないので、医師会などへの働きかけを含めて、今既に発症しているお子さんたちが治療にかかれる環境を、あわせてつくっていただけるとありがたいなと思いました。

○事務局 子どもの依存症については、こちらに記載のとおり、啓発等を図っていきます。ネット・ゲーム依存につきましては、WHOでゲーム障害が精神疾患として認定されたことについて現状の認識がございしますが、具体的な依存症への対応、対策は、これからの問題と捉えており、計画書の中ではまだ書いてございません。ご意見につきましては、今後の対応の中で生かしていければと考えています。

○吉住会長 そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員 資料の1-1の24ページ、子どもの権利条約にある参加する権利を実現すべく、新たに2行が加えられていることに注視しました。「自治基本条例では」というところは、前回の計画にはなかったもので、その2行が加えられているのはいいことだと思いました。

25ページ②の「区政への参加意欲を高める取組みを行っていきます」というところは評価できます。26ページの「事業名」と「現況」と「目標」に、前計画でも同様の目標が書いてありましたが、「現況」は小・中学生フォーラムで小学校が1校増えたのみです。前回の計画で掲げていた施策への参画、今回の計画でいうと児童館、子ども会議への参加、公園の改修計画への参加等において、子どもの参画を促していきますということが「現況」に記載されていません。新宿区でも児童館の先生や学童の先生とお話すると、子ども会議など子どもの意見を聞いて運営に生かす仕組みを、実際は結構やっています。「現況」にやっていることを記載しないと、何もやっていない感じになるという印象を受けました。

49ページの新宿区の子ども読書活動推進計画の着実な推進で、学校の図書館を開放するという事業が始まっていますが、子どもがほとんど来ないという話を聞きます。図書館司書が、子どもが興味を持つような工夫をして迎えようとしていますが、学童クラブが学校内にある場合でも、校内を子どもたちが勝手に歩き回れず、必ず大人がついていかななくてはいけないので、行きたいと思ったときに行けないような状況です。せつかくの制度なので、もっと利用しやすい方法を考えた方がいいのかなと思います。利用実績、どれぐらい利用されているのかということが気になりました。

66、67ページです。前計画では43ページに「10代の望まぬ妊娠・中絶や、若者のH I V感染を含む性感染症が依然として問題となっています。思春期の性感染症や妊娠・避妊等の性に関する正しい知識の普及啓発教育を積極的に行うことが必要です。」と書いてありました。

しかし、現計画ではこれが全く抜けています。「10代の望まぬ妊娠・中絶や」というところや「妊娠・避妊等の性に関する正しい知識の」というところが、修正案の1-4からも落ち、この計画の検討資料には全くそこが抜けています。

SNSを通じて大量の情報が入ってくることを前提に、私たち保護者でもカバーできないところを、前回の計画のように発信していただくと大変助かります。家庭では限界があるので、次世代を歩いていく子どもたちが安心できる環境で情報に触れて、困ったときに支援につなげられるようにしていただきたいです。この点について、有識者の先生方にどのような現状があるのか等、教えていただきたいです。

資料1-1の92、93ページです。学童クラブの充実と質の確保のところですが、今まで、学童クラブ定員を増やしていただけなかったところを、目標として2,370人、計算すると400人近く枠が増えるということで、これはとてもありがたいと思いました。

全学童クラブが民間事業者に委託になっていますが、事業者が吸収合併し、ごたごたしているらしいという話を聞きます。心配しているのは、学童クラブを増やしていくのはいいのですが、民間委託を進めていて、区が毎年数か所について事業者選定するというのを繰り返しています。そのことで、区職員が貧困やその他の問題に割く手間を、学童クラブの事業者選定にすごく力を奪われているのではないかと思います。また、事業者についての現状をどのように捉え、今後どうしていくのかがとても不安です。

また、資料1-1、148ページの放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施場所のところに、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば「ひろばプラス」が新たに入っていますが、そもそも、この「ひろばプラス」は放課後児童健全育成事業ではないので、これは外さないといけないのではないかと思います。

○吉住会長 多岐にわたってご質問をいただきました。

まず、子どもへの区政参画の現況について、もう少し詳しく記載したらどうかというご指摘、それから、子ども読書計画の推進を立てていながら、実際には子どもが図書室に来ていない実情があるのではないかとということで、実績についての説明をしてもらいたいということ、それから、性教育の普及については、これがなぜ今回の素案の中では抜け落ちていたのか、その理由についての説明と、現況についての学識経験者の先生方からのコメントをお願いしたいということ。4点目が、毎年、どこかの学童クラブの委託先をプロポーザル方式で審査をしていて、時間がもったいないのではないかとご指摘、それから、「ひろばプラス」は、放課後児童健全育成事業ではないと考えているということのご指摘でございました。

それぞれ、回答をお願いいたします。

○事務局 子どもの施策への参画促進について、説明します。

子どもの施策への参画促進という中で「主な事業」としましては、小・中学生フォーラムをずっと行っていますので記載させていただいています。

26ページの②の下にあります施策への参画ということで、児童館等における子ども会議への参加、公園の改修計画などへの参加を記載しています。公園の改修計画につきましては、区民参加によって公園をつくっていくということで、記載しています。

子どもがどの程度参加しているのか、具体的に実績として記載できるものであれば、こちらに記載したいと思いますが、「現況」欄にきっちりとした数字が入れられるかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○事務局 児童館の職員も子どもの意見を多く取り入れて、児童館の運営をよりよくしていこうと取り組んでいます。ご意見にありました子ども会議は、各児童館で頻度はいろいろありますが、少なくとも年1回はやっています。そのほかに、利用者の方からの意見について、毎年度、利用者アンケートを実施し、そのご意見についても反映できる部分は反映できる、反映できない部分についてはなぜ反映できないのかということをお返しさせていただいています。そういった取り組みを計画にどう表していくのか、今後、計画策定の事務局と相談させていただきます。

次に、学童クラブの民間委託について、お答えさせていただきます。

例としてお話いただいた所につきましては、児童指導業務委託ではなく指定管理という形で、施設の一体的な運営自体の選定事業者を選ぶつくりになっています。これは、児童の施設だけではなく、区の高齢者施設や障害と同様に、区で5年間という期間を設けさせていただいています。児童の側の思いだけで、これを撤廃することはなかなか難しいということをご理解ください。

また、事業者にずっとお任せですと、良くも悪くも、内容的なものがマンネリ化したり、怠惰になってしまうという傾向はどうしてもあります。

そのため、ある一定期間のチェックというのは当然必要であり、プロポーザルは5年に1回ですが、指定管理の事業者に関しましては、毎年度、確実に区で事業評価というものをさせていただいております。丸投げではなく、きちんと区がチェックする必要があると思っておりますので、必要な手続だにご理解いただければと思っております。

○事務局 先ほどご質問のありました、放課後の居場所としての学校図書館の利用は、平成29

年度から全小学校で本格実施をスタートしています。個別の利用状況についての数が今手元になく、この場ではお答えできませんが、現時点での利用状況は高くない状況です。

また、喫煙や飲酒、薬物、性感染症等の記載を、今回ご指摘をいただき、それを加筆した件ですが、このような取組みは、前計画以降、全ての学校で取組んできています。今回の計画で削除したということの理由はなく、粛々と学校で行っていたものですから、計画に目出しをする必要がないというのが考えでございます。今回、ご指摘をいただき、この計画の中で改めて、引き続きではございますが、取組み内容を記載したものです。

○事務局 148ページの放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施場所について、説明させていただきます。

第3章は、市町村行動計画という形で国から定義されていますが、その中でこの放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童クラブ、一体型の放課後児童クラブ、放課後子ども教室、放課後子ども教室等が例示されています。

したがって、「ひろばプラス」についても、国の定義上は放課後児童健全育成事業に含めるということになっています。一方で、理解のしやすさという点で、今の記載が妥当かどうかということは、また別途、検討させていただきますが、国の定義上はそうなっているということを報告させていただきます。

○福富副会長 委員のご指摘のとおり、27年から31年版では、「10代の望まぬ妊娠・中絶や若年者のH I V感染症を含む性感染症が、依然として問題となっています。」という記載があります。今回はその「10代の望まぬ妊娠・中絶」という文言がなくなり「妊娠・避妊等の性に関する」というようなくくりになってしまったということです。先ほどの説明の中では、新宿区の教育現場で、粛々と性教育が展開されているというお話でしたが、この望まぬ妊娠云々ということに関して、教育現場でどう取り上げていくのかということについては、いろいろその裏にある価値観や考え方が微妙な問題になっており、統一的な見解はいまだはっきりとなされていない状況です。

避妊問題について教育の現場で取り上げると、逆の立場からバッシングが行われるということもあります。一方、全然無視されていると、逆の指摘があるということもあり、今日の性教育の問題についても、まだまだ解決されていないというのが現状だと思っております。

もうひとつの視点は、男女のありよう、男女の地位に関わる問題にも深く関わっていて、その点でもぜひ議論をしていただければと思います。

この議論が、子どもの発達と子どもの発達に絡む教育という観点で、このような記載でい

いかと納得しましたが、委員、いかがですか。

○委員 資料1-1の66ページの「性感染症を含む感染症について」の記載が、資料1-4の修正案の「性感染症や妊娠・避妊等の性に関する知識について」の記載と違うのです。

私が特に娘を持っているということがあるかもしれませんが、あまりにも大量にSNSでいろんな情報につながってしまうので、やはり、安心できる公的な学校等で、何か悩んだら相談していいんだよ、口に出すことはタブーではないよという雰囲気にするために、前回の計画ではしっかり記載されていたので、今回の計画でわざわざ記載を抜かす必要はないと思ひ、質問しました。

○事務局 資料1-4に記載している内容は、基本的にはすべて反映しているのですが、確認させていただきます。

○吉住会長 資料のアップデートが追いついていなかったようで、大変失礼をいたしました。

そのほか何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員 資料1-4の17ページ、105番「ひろば型一時保育の充実」というところの記載について、「以降削除」というところがあり、「対象は生後6か月から小学校就学前まで、1回の利用は4時間以内とします」というところを削除されています。これは前回の部会において、実際に利用されているお母さん方から、一時保育として認可保育園とか認定子ども園の一時保育よりも利用できる時間が少なかったり、金額的なもので高かったりということで、使いにくいという声がありますということで、その意見を反映されてのことかと思うのですが、「以降削除」となっていたので、具体的にどういう方向性で今調整中なのかということ質問させていただきたいと思ひます。

○事務局 そのようなご意見を受け、何ができるか検討させていただいています。ただ、保育園に入れないという理由ではなく、いつも行っている子ども家庭支援センター内にある乳幼児のひろばにおいてちょっとした時間預かるというもので、保育園の利用とは少し違うのかなというところでご理解ください。

内容について、より使いやすくというのはいつも検討させていただいていますが、他の事業の記載と見比べた時に、時間や回数について、ここまで細かく紹介をしているのがあまりないので、他と記載をあわせて削除したとご理解いただければと思ひます。

○吉住会長 ほかに、いかがでしょうか。

○委員 膨大な資料と、部会では本当にいろんなことで比較してのお話合いがされていたということで、感動しています。本当に細かい現場の声をこういうところに出していただけると、

具体的に対応が考えられてとてもいいなど、まず思いました。

資料1-4の63番と88番と114番の修正後のところに削除としか書いてありませんが、112番については削除の理由が、「事業を移動して統合したため」と書いてあります。削除の記載のみになっている3つに関して、どうして削除になったのかについてお答えいただければと思います。

○事務局 88番の「中学校への特別支援教室の開設」につきましては、計画事業として全中学校へ特別支援教室の開設を進めてまいりまして、このたび全校で開設が完了したことから、今回の計画内容のほうには削除として除かせていただいたものです。

114番の「小・中学校のホームページの充実」ですが、現在、小・中学校のホームページは全て開設をしている状況ですが、ICT支援員を各校に派遣をしまして、この充実については例年どおり行っているということから、特段、目出しをする必要はないだろうということと、今回、削除をさせていただいたものです。

○事務局 63番についてご説明させていただきます。

先ほども少し説明の中で触れましたが、人口推計について素案の段階では1つ前の人口推計を用いてこの計画、特に第3章の計画をつくっていたところですが、素案の段階ではその人口推計を更新し、その時点でアップデートしますという趣旨を書いておりました。今回の計画案では最新の人口推計に基づいたものに置き換えています。見直しを行う予定と書いてあったものが必要ないということで、削除をしたところでございます。

○吉住会長 今、それぞれに削除になった理由を説明いただきましたが、例えば、番号112番では、削除の後に「事業を移動して統合したため」と、理由が書いてあります。ただいまのご質問は、なぜ記載の仕方が違うのかということに疑問を持っていただいたということなので、例えば全部設置が終了したから削除とか、そういう記載が必要だったのではないかと、という指摘だったと思います。

○事務局 削除した理由がわからないというご指摘をいただきましたので資料1-4の資料につきましては、削除した理由も書かせていただき、委員の皆さまにご提示したいと思っております。

○吉住会長 そのほか、ご質問やご意見、ございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

(2) 子どもの貧困の連鎖を防止するための取組みについて、事務局からお願いします。



○事務局 資料2-1から2-4で、ご説明させていただきます。

先ほどパブリック・コメント等の説明の中でもご説明いたしましたが、貧困に関する法律が昨年6月に改正されました。

資料2-1をめくっていただき、「政府における子供の貧困対策」の一番右端、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律が昨年6月に改正され、9月7日に施行されました。

次のページの子どもの貧困対策の推進に関する法律で、目的や基本理念等の朱書き部分が変更箇所です。子どもの貧困対策の一層の推進を図るために、目的の中に子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、子どもの将来だけでなく現在の生活に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進するということを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があるということを基本理念に明記しています。また、市区町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるように努める旨が記載されましたが、市区町村が計画をつくる場合、子ども・子育て支援法に基づく計画の中で一体的に策定しても構わないとしています。また、計画の内容につきましても、各自治体が判断してよいとなっています。

6月の法律の改正を受け、11月29日に国の新大綱が策定されました。新大綱については、資料2-2をおめくりいただき、「子供の貧困対策に関する大綱のポイント」をご覧ください。目的のところ、先ほどの現在から将来にわたることや、基本方針、指標といったものが記載されています。指標は25項目から39項目に増えています。

「指標の改善に向けた重点施策」としましては、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4項目を柱としてそれぞれ施策が記載されており、朱書きで書いてある内容につきましては、新大綱で加えられたところです。

5ページⅢに「子供の貧困に関する指標」がございます。青い字で記載されている項目が、今回、新大綱で修正または追加になった項目です。国はこの指標を改善するための主な施策を構築しています。

この中で、区で対応可能なものもあれば、区の所管でない内容もあります。今回の計画期間中に、新たな大綱の指標を踏まえた区の指標を検討し、子どもの貧困対策に関する施策を充実させていきたいと考えているところです。

資料2-3をご覧ください。新宿区における子どもの貧困の連鎖の防止に関する指標についてです。今、第一次実行計画事業として、子どもの貧困の連鎖を防止するための取組みを

行っていますが、区と国との状況が比較できる16項目の指標について、区の状況が国の状況を上回ることを目標として、進捗管理しているところです。

30年度と令和元年度に実施した調査において、茶色で示されている項目は、国の指標のよりも上回っているもの、ブルーの項目が、国の指標よりも上回っていないところです。

令和元年度の調査の状況でいきますと、1枚目の13項目までは全て国の指標を超えているということ、また、次のページ14番の「すくすく赤ちゃん訪問実施率」につきましては、国から新たな数値がまだ出てきていないために比較ができないので白抜きになっていますが、15番、16番の虫歯に関する項目は国の指標を上回っています。

次のページの「第一次実行計画事業の指標とはしないが、引き続き区の指標とするもの」は、国との指標は比較できませんが、区で経年指標を比較し、貧困の連鎖防止のために資する指標としているものです。

資料2-4は、子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業で、全部で約160の事業があります。このうち、令和2年度の新規・拡充等の事業をまとめたものです。目次をもう1枚めくっていただきますと、「子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方」となっています。現在は、旧大綱に合わせた形で、4つの大項目、さらに、中項目、小項目と、それに対応した区の施策の事業名、事業内容として、区の施策の状況を示しています。

本日は全事業の資料はございませんが、毎年、7月の協議会で全事業の進捗状況について情報提供をさせていただいています。

1枚戻り、目次を見ていただきますと、今回、新規事業として3事業、一番下にございます新大綱の策定による新規事業が2事業です。こちらの新大綱の策定による新規事業は、5ページのとおり、新しい大綱の「特に配慮を要する子どもへの支援」の中で、「外国人児童生徒等への支援」が新たに小項目として入りました。それに対応する区の事業として、「日本語サポート指導」等の2事業が新たに入りました。

1ページでは、幼児教育・保育無償化に伴い、教育の支援に関する3つの事業が新規の事業として入ってきています。

2ページ以降は、拡充事業が9事業ということで記載されています。

子どもの貧困対策につきまして、説明は以上です。

○吉住会長 ただいまの説明につきまして、委員の皆さまのご意見、ご質問を伺いたいと思います。挙手をお願いいたします。

○委員 新大綱の説明の中でも「妊娠・出産期からの切れ目ない支援」との説明がありました。

資料1-1の計画についてですが、前回の部会で、新宿区の地域子育て支援拠点事業では、妊娠期からの切れ目のない支援を行っているので、その文言を入れてくださいとお願いし、資料1-1の70ページの地域子育て支援拠点事業のところでは、「妊娠期」という言葉を入れていただきました。しかし、例えば150ページの地域子育て支援拠点事業の説明では、妊娠期という言葉が入っていない、176ページ139番の拠点事業でも、やはりそういった文脈が入っていないので、ここは統一して入れていただいたほうがよいと思いました。

もう1点、家庭訪問型子育て支援事業についての説明を、176ページ137番でいれていただき、69ページにホームスタート事業の説明も書いていただいておりますが、137番ではホームスタートという言葉が入っていないので、区民の方へのご説明として、ホームスタートという言葉を入れていただいたほうがよろしいかと思えます。

妊娠期からの訪問事業も行っていますので、現状をきちんと載せていただき、妊娠期から未就学児がいる家庭に訪問していることも、書いていただきたいと思いました。

○吉住会長 ご指摘ありがとうございます。

○事務局 今、ご指摘の点に関しては、部会のご意見を受けて直した箇所では整合性をとらなくてはいけないページにつきまして、改めて確認し、計画に反映していきたいと考えます。

○事務局 先ほど資料1-1の150ページの地域子育て支援拠点事業の事業概要についてのご指摘がございました。こちらにつきましては、先ほども放課後児童健全育成事業の関係でもご説明申し上げましたが、国の定義の部分を掲載させていただいているというところで、ご理解いただければと考えてございます。

○委員 それでは、入れられないということですね。

○事務局 はい。

○吉住会長 そのほかに、ご意見ございますでしょうか。

○委員 新宿区で実態を伴った事業がどんどん始まっていくのだと思って、わくわくして資料を拝見させていただきました。こういうふうにしていただけないかなということを、意見として申し上げさせていただきたいと思えます。

高校生に関して学費の無償化が始まっていくということが書かれていますが、実際には、社会的な要因は連鎖して起こっているご家庭が多く、そういったご家庭が、なかなかフリースクールのような民間のところはお金が高くて選択肢に入れていけず、結局退学していくということが起こることがあります。高校の無償化の一環として、フリースクールなど民間事業者へ通うための助成のようなものがあるといいなと思えました。

あともう1点、区全体として子どもの貧困対策に取り組んでいくということに関して、地域の理解を促進することも、あわせてやっていただけるといいと思います。実際に活動して、地域でお話をさせていただきますと、例えば、親のわがままだとか、若い世代は甘えているとか、そういった批判を聞くことが非常に多いです。ですので、いろいろな活動が膨らんで、連携していくようなベースをつくるためにも、ぜひ、社会的な要因がこんがらがってしまって、どんどん困っているスパイラルに入っているということを、広く周知していただけるとうれしいと思います。

○吉住会長 フリースクール等も対象に含めた奨学金制度について、それから、子どもの貧困対策について地域への理解を深める普及啓発をしてもらいたいという趣旨であったかと思えます。それぞれ、お願いします。

○事務局 はじめに、子どもの貧困対策に関する地域の理解の部分ですが、本日までご参加いただいております委員の皆さまも、地域で様々な活動をしていく中で、貧困家庭のちょっと気になる子どもたちの情報を区役所や子ども総合センターにお寄せいただくという形で、地域の皆さまと連携しながら進めているところです。

また、様々な要因で貧困の状況に陥らざるを得ない方々がいるという状況につきましても、機会を捉えて地域の方々が理解していただけるように、何か工夫ができないかということについて、検討させていただきたいと思っております。

○事務局 フリースクールと高校の無償化に関係したお話につきましては、対応が区としてできるものとできないものがありますので、研究課題とさせていただくということで、本日はご意見としていただくことにとどめさせていただきたいと思えます。

○吉住会長 それでは、そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

次の議題に移らせていただきます。議題（3）新宿区子ども未来基金についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3について説明させていただきます。平成28年4月に子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むために、新宿区子ども未来基金を設置したところでございます。

多くの方から寄附をいただき、また、地域の方々の自主的な活動を今後ともしっかり支えていくために、今回、子ども未来基金を活用した助成事業について内容を拡充します。

なお、最終的には区議会において審議していただき、予算成立後になります。本日は情報提供ということで、ご説明させていただきます。

子ども未来基金を使った地域の方々の自主的な活動に対する助成の回数は、現在の4回までとしていたところ、5回目以降も継続をして、助成回数の制限は設けないという形に変わります。

また、助成額や助成率について、年間を通じて継続的に行う活動に対しては、対象経費上限額が40万円から50万円、助成上限額も30万円から50万円に、また、年1回から数回で終わるようなイベントとしての活動に対しては、対象経費上限額が年14万円から18万円、助成上限額も10万5千円から18万円に引き上げています。助成率については、これまで最高助成率が3/4だったところを、10/10に引き上げています。

また、同一団体への助成件数について、これまでは1団体1件限りという制限がございましたが、1団体で複数の活動をされているような場合、2つの活動まで助成の対象とします。

子どもと子育て家庭に対する地域の皆さまの自主的な活動を、今後とも継続的に支援していくために、今回、このような助成内容の拡充を予定しているところです。

**○吉住会長** ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見、ございますでしょうか。

それでは、次第3の意見・情報交換に入ります。

委員の皆さまのお立場から、次世代育成に関わることなどにつきまして、ご意見をいただければと思います。ご発言の際は、挙手をお願いいたします。

**○委員** 個人的に児童相談所のことについて非常に興味・関心を持っています。資料1-1の事業計画にも28ページから30ページのところに出てきます。新宿では児童相談所はまだつくられていないはずですが、表現としては児童相談所の整備となっていて、現在あるような形になっており、それを細かく修正・整備していくという表現にとらわれそうです。開設準備という表現のほうが、より分かりやすいのかなと思いましたが、あえて整備としている意味はどういうことか教えていただきたいと思います。できていないのに整備という言葉が独り歩きするのは、あまりよろしくないのかなと思っています。

29ページの下「相談とネットワークの充実」で、保健センターや教育委員会、児童相談所、医療機関、警察などの関係機関が、効果的かつ有機的に連携してという文言があります。新宿区では3年後に、児童相談所ができるという予定を立てていると思います。実際、今から始めていないとすぐに2年、3年はたってしまいます。このあたりの取組みをいかに進めているかということについて、区民の方々も児童相談所がどういう形でできるものかということに、非常に興味と関心をお持ちだと思いますので、このあたりをもっと深掘りした形でご説明いただければありがたいと思っております。

○吉住会長 それでは、児童相談所の件に関しまして、説明をお願いいたします。

○事務局 児童相談所の整備についてですが、今の区の現状を申し上げますと、開設自体は3年以上延期したということでご案内しているところです。

一方、児童相談所関連施設に一時保護所という施設がございますが、こちらは3年以上延期すると決定した時点で建設に着手していたということ、それから、一時保護所は、東京都全体として非常に需要が高く、東京都としても必要としている施設だということがありますので、そのまま建設をしていきます。

一時保護所につきましては、東京都に貸付けの提案をして、協議をしている状況です。そうしたこともありまして、開設準備、整備と、似たような表現があつてやや紛らわしいところもありますが、一部施設につきましては整備を進めているという状況でご理解いただければと思っています。

○事務局 「相談とネットワークの充実」というところで、各機関の連携については、具体的な事業として主な事業でございますように、子どもと家庭の総合相談として、子ども総合センター及び子ども家庭支援センターを虐待の通告窓口とし、上にごございます子ども家庭・若者サポートネットワークを、新宿区では要保護児童対策地域協議会に位置づけています。様々な機関からご心配な点がございましたら子ども家庭支援センター等にご連絡いただいて、対応しているところです。

その対応の中には、お子さんに直接毎日関わっている保育園、幼稚園、学校、保健センター等の機関、また、地域の民生委員・児童委員の方々と連携しながら、対応について方向性を決め、役割分担のもと対応しています。

また、深刻な虐待対応につきましては、児童相談所、警察等と連携させていただいています。児童相談所の開設については、3年以上延期ということですが、通常の虐待対応については、この子ども家庭・若者サポートネットワークを活用しながら、粛々とお子さんの安全と健やかな成長のために対応していきたいと考えているところです。

○吉住会長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○委員 基本的には、新宿区の住民であるお子さんに対する支援について語られているものと理解しています。その中で、例えば10代の望まない妊娠を防ぐという一連の流れに書いてあるような、家庭が機能していない家庭のお子さんが妊娠した場合に、ネットカフェみたいなどころでそのままどんどん週数が大きくなってしまい、いよいよもうこれは産まなければいけない段階になって、支援につながっていくようなことが発生しやすい繁華街を持っている

るのが、新宿区の特異性だと思っています。その子は新宿の住民票のあるお子さんと限らないので、そういった方にどういう支援を新宿はしていくのか、ネットカフェが増えてきて新宿で出産する10代が増えているのか、そのようなことを自分でどう考えていいのか分からなくて、考え方のヒントをいただければと思います。

○**事務局** 10代の妊娠に関してどのぐらいかというのは、子ども総合センターで把握はしていませんが、ネットカフェ等で妊娠が判明した場合、また、ネットカフェにいる間に出産を迎えて救急搬送された場合など、区内の大きな病院に運ばれましたら、発生地である新宿にまずご連絡をいただいています。病院のケースワーカーから保健センターないし子ども総合センターにご連絡いただきまして、その後、産んで育てるのか、養子に出すのか、どういった方法で育てていくのか、遠方の親族等から支援が受けられるのかなど、そういったところを伺いながら支援を考えているところです。

里子に出したいということであれば、児童相談所に入っただき、育てていく場合は出生届を出したり、その後の生活についてお話を伺いながら組立てを行っているところです。

○**吉住会長** 学識の先生方からコメントをいただければと思います。

石井先生からお願いします。

○**石井委員** 大妻女子大学の石井です。

1月16日の部会の議論もすごく活発でしたし、今日の議論も活発で、いい物ができたのではないかなというところが雑駁な感想です。1点気になる点について、お話をさせていただきます。

資料1-1の計画本編の10ページ、概要版の13ページをご覧くださいと、点検・評価というのがあります。こんなに詳細な計画にもかかわらず、点検・評価がダイジェスト版と本編と文言が一緒というところは、やっぱりこれしかないというようなところかと思います。

先ほどからいろいろご意見が出ている中で思ったことは、結果の評価は行政評価制度等できちんと網羅するであろうと思われませんが、プロセスの評価とか内容の評価、質的な評価が、どこまでこの行政評価制度等によってできるのだろうかというところは、疑問が残ったということが、今までのやり取りを見ていると言えるのかなと思います。

評価では、課題の概念化がすごく大事になると思います。こういう課題があって、こういう必要性があるから、次の計画にこれを盛り込むということ、見える化していかないと、説明も何かつかなくなるのかなというふうな感じがいたします。

ということで、この次世代育成協議会は、子ども・子育て会議とともに計画の進行管理を

行いますと明記されていますので、私も含め皆さま方も、これを折に触れて見て、進捗状況を確認しなくてはいけないという、大きな義務を負ってくださると思います。点検・評価の記述がこれでいいのかどうかというのは、また、次の計画作成のときに持ち越しになるかと思うのですが、どういう評価が各部署から上がってきて、どう説明されるのかというのは、興味深く見ていく必要があるのかなと思いました。

○吉住会長 それでは、続きまして、太田先生からお願いいたします。

○太田委員 日本大学文理学部の太田です。今日はありがとうございます。

今回の計画策定では、今までの計画策定の時とは違って、子どもたちを取り巻く状況について非常にスピードが速く変わってきています。このパブリック・コメントの期間中にも、「子供の貧困対策に関する大綱」の改正があったり、本当に変化の激しい中での計画策定になったと思います。それをタイムリーに受取り、新たな計画を作りながら盛り込んでいくということは、すごく大変なことであったと考えております。

計画策定で、小学校5、6年生とか青年、若者に対してアンケートを取ったことについては、やはり若者が一番回答率は低いですが、新宿区は、20代後半の単身世帯が23区の中で一番多く、若者の方たちの意見というのも、これから次世代育成ということにおいては非常に大事な貴重な意見になろうかと思えます。アンケートの結果と自由記述を大事にし、先ほど石井先生が進行管理も役目だというお話をされましたが、そういうことがどれほど実現されていくかということも、見守っていかなければと思います。

今回の計画策定には、行政用語や専門用語がかなりあるので、初めて読んだ人はなかなか分かりにくいところがあると思います。でも、ページごとに一番下に必ず説明がついて非常に読みやすく、新宿区独自の事業の言葉などということもよく分かり、工夫がなされているということに関心いたしました。

そして、改めて目標となる数字が出ていますから、これを実現していくのはなかなか大変なことではありますが、この数字を目指して、先ほど数字だけではない、量だけではなく質ということもありましたけれども、それも考えていかなければと思います。

先ほど委員から話がありました10代の望まない妊娠、中絶や避妊ということについては、公的なところでしっかりと周知、広報していくという重要性はあろうかと思えます。そのほかに相談窓口がどういうところであって、守秘義務を守って相談できるということを盛り込んでいくとか、実際の現場では小さなカードなどを用意して配ったりしていますが、こういった多くの人の目に触れるところにも、情報を入れておくことは必要かと思えます。



新宿区には、慈愛寮という歴史のある婦人保護施設がございます。未婚の母のこれからをずっと新宿区は守ってきた区ですので、10代の望まない妊娠、それから、それが虐待などにつながる可能性がやはり多いということを認識して、これらのことに重点的に見守り、考えていければと思います。

○吉住会長 それでは、最後に、本協議会副会長、そして部会長でいらっしゃいます福富先生よりお願いいたします。

○福富副会長 大変な計画づくりでした。ただ、これだけの計画をつくったわけですが、それがどれほど区民に周知徹底しているかという問題が残ると思います。評価・点検とはまた別の形で、資料1－3にパブリック・コメントとか地域説明会に対してのご意見に新宿区がどう応えたか、どう対応したのかということが一覧表に出ています。

これにコメントしたり出すという方はかなり熱心な方にもかかわらず、新宿の実際の事業について、誤解があり、その誤解に基づいてのコメント・意見というのが幾つか散見されます。これだけ熱心な方でさえそうなのだから、多くの区民の方というのはますます、これだけすばらしい事業をやっていることが周知されていないのではなかろうかと思います。

計画を作って、あとは粛々とその事業の展開を見守るだけというのではなくて、このすばらしい計画内容を事あるごとに区民に周知、情宣していくというような姿勢が、私は必要なのではないかと思いました。

○吉住会長 ありがとうございます。

長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。今日いただきましたご指摘をもとに、修正すべき点は修正させていただきまして、計画をつくり上げていきたいと思います。

それぞれのお立場でご協力いただきました皆さま、大変ありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡がございます。

○事務局 今年度の次世代育成協議会は、本日が最後の会議となります。

皆さまには、次期計画の策定に向けて部会での協議も含め、大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。新しい計画につきましては、今後、庁内手続を経て3月に策定する予定でございます。

皆さまにおかれましては、来年度も引き続き、当協議会委員としてご協力をよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○吉住会長 以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしました。

これをもちまして、令和元年度第3回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。

お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。

午後 0時09分閉会